

令和7年度 こどもの予防接種について



令和7年4月1日現在

1. 予防接種の種類と受け方

★個別接種(佐賀県内予防接種広域実施医療機関) 必要なもの: 予診票、母子手帳、健康保険証 費用: 無料

予防接種名	対象年齢	接種回数・接種間隔		備考	
小児用肺炎球菌 ※接種開始年齢によって接種回数異なります	生後2月～7月に至るまで (標準接種年齢)	初回	3回	生後24月まで(標準的には生後12月まで)に27日以上の間隔で接種	2回目、3回目の接種は生後24月に至るまでに行う。ただし、初回2回目が生後12月を超えた場合、初回3回目は行わない。
		追加	1回	初回3回終了後、生後12月以降に初回終了後60日以上あけて接種(標準的には生後12～15月に至るまでに行う)	
	生後7月～1歳に至るまで	初回	2回	生後24月まで(標準的には生後12月まで)に27日以上の間隔で接種	初回2回目は生後24月に至るまでに行い、それを越えた場合は行わない。
		追加	1回	生後12月以降に、初回接種終了後60日以上あけて接種	
	1歳～2歳に至るまで	2回	60日以上の間隔		
2歳～5歳に至るまで	1回接種				
5種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ、ヒブ)	生後2～90月(7歳6か月)に至るまでの間にある者	第1期 初回	3回	生後2月～12月に達するまでに20日以上(標準的には56日まで)の間隔で接種	R6年4月1日から5種混合ワクチンが定期接種として導入されました。
		第1期 追加	1回	第1期初回終了後、6月以上の間隔をおいて接種	
B型肝炎	生後2か月～1歳未満	初回	2回	27日以上の間隔で2回接種	母子感染予防の対象者は定期接種の対象外となります。
		追加	1回	初回の1回目の接種から139日(20週)以上の間隔をあけて接種	
BCG接種	生後～1歳に至るまで	1回		標準接種月齢は生後5～8月に至るまで	
ヒブ ※5種混合を接種している場合は接種不要です	生後2月～7月に至るまで (標準接種年齢)	初回	3回	生後12月に至るまでの間に27日以上(標準的には56日まで)の間隔で接種	<ul style="list-style-type: none"> ・初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は初回接種最後の注射から27日以上の間隔をおいて1回接種します。 ・医師が必要と認めた場合、20日以上の間隔で接種することができます。
		追加	1回	初回3回終了後7月以上(標準的には13月まで)の間隔をおいて接種	
	生後7月～1歳に至るまで	初回	2回	生後12月に至るまでの間に27日以上(標準的には56日まで)の間隔で接種	
		追加	1回	初回2回終了後7月以上(標準的には13月まで)の間隔をおいて接種	
麻しん・風しん混合	第1期: 1歳～2歳に至るまで	1回		1歳のお誕生日プレゼントとして受けましょう!	
	第2期: 就学前年度の1年間(4月1日～3月31日)	1回		令和7年度の対象: 平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ	
水痘(みずぼうそう)	1歳～3歳に至るまで	2回(3月以上の間隔をおいて)		既に水痘(みずぼうそう)に罹ったことがある児は対象外です。	
日本脳炎	第1期: 生後6月～90月(7歳6か月)に至るまでの間にある者	第1期 初回	2回	6日以上(標準的には28日まで)の間隔で接種	※平成17年4月2日～平成19年4月1日までに生まれたお子様については、20歳になるまでの間、日本脳炎予防接種の不足回数を接種することができます。
	(標準接種年齢)	第1期 追加	1回	第1期初回(2回目)の終了後、6月以上(標準的には概ね1年後)の間隔をおいて接種	
第2期: 9歳～13歳未満 (標準接種年齢)	1回				
	ロタワクチン	生後2月から24週(標準接種年齢)	ロタリックス	1価	2回(27日以上の間隔を空けて) ※初回接種は原則、生後2か月から出生14週6日まで
生後2月から32週(標準接種年齢)		ロタテック	5価	3回(27日以上の間隔を空けて) ※初回接種は原則、生後2か月から出生14週6日まで	
2種混合(ジフテリア、破傷風)	小学校6年生(11歳以上13歳未満)	1回		乳幼児期に3種混合または4種混合を3回以上接種している方が対象です。2回以下の方は事前に保健センターへご相談ください。	

～保護者の方へ～

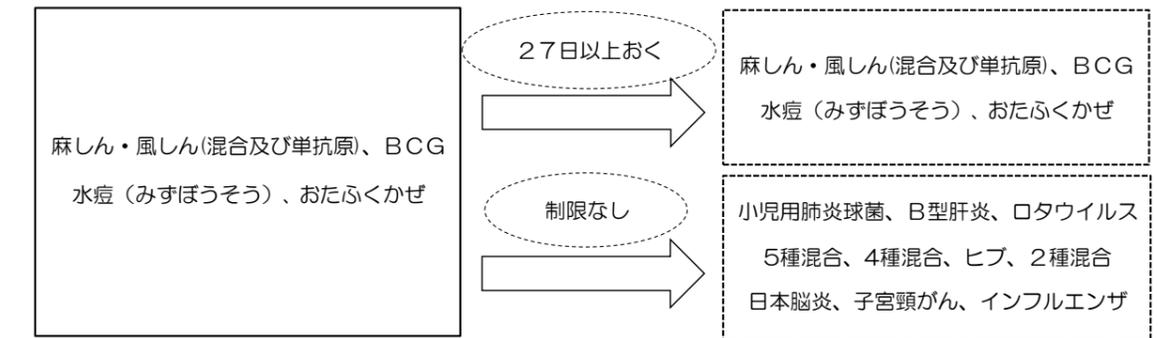
予防接種法改正等により、今後、変更になる場合があります。広報やホームページ等をご確認の上、必要な予防接種を受けましょう。ご不明な点はお尋ねください。

予防接種名	対象年齢	接種回数・接種間隔		備考	
子宮頸がん	小学6年生～高校1年生相当の女子	2価	サーバリックス	標準接種は、0、1、6か月後に計3回	<ul style="list-style-type: none"> ＜キャッチアップ(不足分)接種＞令和7年4月1日～令和8年3月31日までの期間に不足分接種ができます。 対象は、H9年4月2日～H21年4月1日生まれた女子のうち、令和4年4月1日～令和7年3月31日の3年間で1回以上接種している方
		4価	ガーダシル	標準接種は、0、2、6か月後に計3回	
		9価	シルガード9	標準接種は、0、2、6か月後に計3回 ※15歳の誕生日の前日までに1回目の接種を行えば、5月の間隔を空けて、計2回で接種完了とすることもできます。	

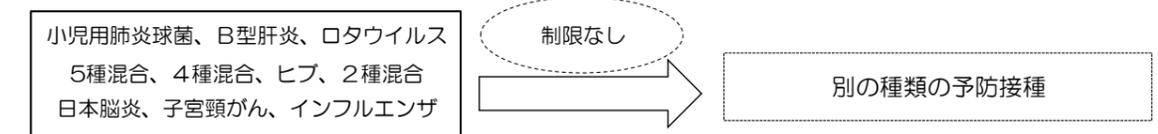


2. 予防接種の接種間隔

＜生ワクチン(注射タイプ)＞



＜不活化ワクチン・生ワクチン(飲むタイプ)＞



＜接種間隔の数え方＞

月	火	水	木	金	土	日
1日 接種日	2日 1日	3日 2日	4日 3日	5日 4日	6日 5日	7日 6日

接種した翌日が「1日目」となります



◆次に該当する場合、予防接種を受けることができません!

- ・明らかに発熱(通常37.5℃以上)している場合
 - ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
 - ・予防接種に含まれる成分でひどいアレルギー反応を起こしたことがある場合
 - ・その他、医師が不適当な状態と判断した場合
- ※治療中の疾患がある方は、事前に主治医に相談しておきましょう。



【問い合わせ先】基山町役場 健康増進課 電話0942-92-2045